

令和2年度 特定健康診査の 新型コロナ感染症予防対応について

令和2年4月28日

■受診にあたってのお願い

1. 奈良県に「緊急事態宣言」が出ている期間は、特定健診の受診は控えてください。
2. 緊急事態宣言が出ていない場合でも受診の際は、必ず事前に医療機関に受診の予約等の確認をしてください。
3. 体調が優れない場合は、受診をお控えください。
4. 有効期限を令和3年3月31日（水）までに延長しています。
5. 集団健診及び運動教室は現時点で実施未定です。実施は、市広報「いこまち」または市ホームページでお知らせします。
6. 各種がん検診は、例年通り2月末までとなっています。ご注意ください。

特定健康診査のご案内

■特定健診の流れ

- 1 受診券を確認します。 受診券 質問票

- 2 医療機関を決めます。 受付時間や予約は、必ず医療機関へお問い合わせください。
生駒市内実施医療機関一覧表（裏面）をご覧ください。
※奈良県内で特定健診実施の集合契約に参加されている医療機関でも受診できます。

- 3 受診します。 今年度75歳になられる方は、誕生日の前日までとなります。
受診期間は、令和2年6月1日 ～ 令和3年3月31日です。

受診当日の持ち物 生駒市国民健康保険証 受診券 質問票 費用1,000円

※注意

特定健診を受診するには、受診日に国保の資格が必要です。もし、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、受診した場合は、健診費用が全額負担となります。

- 4 結果の送付

市役所から健診結果を送ります。

（特定保健指導対象の方には利用券とご案内を同封します。）

健診結果の説明は、受診された医療機関で受けてください。

健診結果が届くまでに2～3ヶ月以上かかる場合もありますのでご了承ください。

■今年度40歳、45歳、50歳、55歳になられる方へ

昭和55年4月1日～昭和56年3月31日、昭50年4月1日～昭和51年3月31日、
昭和45年4月1日～昭和46年3月31日、昭和40年4月1日～昭和41年3月31日生まれの方
特定健診受診後、申請により受診料を助成します。

お問い合わせ 生駒市役所 国保医療課 国保係
電話 0743-74-1111（内線782） Fax0743-75-4879